

第 31 回

農業委員会総会議事録

平成 26 年 1 月 30 日(木)

幕別町農業委員会

第31回幕別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成26年1月30日(木)午後3時00分から午後4時10分まで
- 2 開催場所 忠類総合支所会議室
- 3 出席委員(23名)

会長	25番	杉坂	達男
会長職務代理者	24番	谷内	雅貴
委員	1番	国枝	隆幸
	2番	香西	浩志
	3番	前川	厚司
	5番	大道	健實
	6番	小原喜久雄	
	7番	石川	雅洋
	9番	向井	知己
	10番	杉本	義昭
	11番	鯖戸	英明
	12番	田邊	忠幸
	13番	高橋	秀樹
	14番	鬼頭	良市
	15番	東口	政秋
	16番	蛭原	一治
	17番	森	勤子
	18番	中島	孝
	19番	白木	孝和
	20番	岡崎	稔
	21番	宗廣	武夫
	22番	加藤	宏
	23番	齊藤	一男
- 4 欠席委員(1名) 8番 尾藤 欣二
- 5 議事日程
 - 1) 開会
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 選任委員の就任
 - 4) 諸般の報告
 - 5) 報告
 - 第1号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第2号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
 - 第3号 農地基本台帳に係る現況地目の確認について
 - 第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
 - 6) 議案
 - 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
 - 第3号 農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

- について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第7号 現況証明について
 - 第8号 農地の賃貸料情報について
 - 第9号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について
 - 第10号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 宏邦
忠類支局長	天羽 徹
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦 (欠席)
農地振興係主査	佐瀬 洋美
農地振興係主事補	川本 貴士

7 会議の概要

事務局 | ご苦勞様です。本日、本年の1回目の総会ということで会長の方から一言ご挨拶を申し上げます。

議長 | ご苦勞様です。年も明けまして今日明日でお正月の月も過ぎてしまいますが、今年も一つ宜しくお願ひします。

一昨年政権が変わりましてから、にわかに様々な日本の状況が変わってまいりました。取り分け農業は、4年後は所得倍増という大きな目標のもとで国民不在と言いますか、我々不在の中でどンドン様々な行政運営に走りつつあります。農協や農業委員会が行政改革の一番のやり玉に上がり、特に農協が対象になっているのは、ある時期から自民政権の中ではそのような扱いを受けるようになりました。いわば意図的なものも我々かつての状況を知るものとしては感じられない訳でもありません。特に今回のような農地の中間管理機構を調査、可決されるということから、21年の暮れに改正された農地法もさらにこの4月から変わると。非常に先々が皆目検討の付かないような状況も出てまいりました。実は昨日、道の農業会議が十勝地区の会長と事務局長が集まってそういった内容の説明をしましたが、全く理解の出来ない、説明する農業会議自体も理解をされておられないし、先々どのように変わっていくかも今の状況の中では検討もつかない、こういうような中身でもありました。しかしながら現実はそのようなふうに向かっています。我々もそれに備えた対応をしていかなければならないと思っております。そのためには、地域の中の関係機関が今までよりもっと現状を見ていかなければならないこと、本会と農協の関係はもっと近くなっていかなければならないように思います。これらにつきましては、また別な段階でよく相談をしながら先に向かっていきたいと考えております。いずれにしましても、そういう状況の中であって我々がどのような立場に立って本町の農業振興の先頭に立つか、非常に厳しい環境の下ではありますが、毎回申し上げますように、本町の農業振興のためには汗をかき、スピード感のある対応、お互い手を取り合って一層絆を深めて本町の農業振興に尽くしてまいりたいとそういう思いを年の初めにしましてご挨拶といたします。どうか宜しくお願ひいたします。

議長	それでは、定足数に足しておりますから、ただいまから第 31 回農業委員会を開催いたします。
議長	本日の議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員に 14 番鬼頭委員、15 番東口委員を指名いたします。どうぞ宜しくお願いします。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、8 番尾藤委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	それでは報告第 1 号 1 番から 6 番を説明いたします。
事務局	報告第 1 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページ 2 ページの 6 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 1 号 1 番から 6 番までを説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第 1 号 1 番から 6 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第 2 号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号 1 番を説明いたします。
事務局	報告第 2 号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」。農地法第 5 条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認したので報告いたします。案件は議案書 3 ページの平成 25 年 3 月 26 日に許可しておりました 1 件でございます。平成 25 年 12 月 27 日付けで完了報告を受理し、1 月 26 日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 2 号の 1 番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第 2 号 1 番は報告のとおり承認されました。

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第3号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。報告第3号の1番を説明いたします。</p> <p>報告第3号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」。農地基本台帳整備に係る下記農地の現況地目について、農地・採草放牧地以外と確認したので報告いたします。案件は議案書4ページの1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。1月24日の現地調査で農地・採草放牧地以外と確認いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>ただいま報告第3号の1番を説明いたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですから、報告第3号1番は報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。報告第4号1番から4番を説明いたします。</p> <p>報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。1番については町公社が今月22日、2番から4番を23日にそれぞれ利用調整を行った案件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。</p> <p>ただいま報告第4号1番から4番を説明いたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですから、報告第4号1番から4番はそれぞれ報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。それでは議案第1号1番と2番を説明いたします。</p> <p>【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は、報告第4号の幕別町農業振興公社が行った利用調整の2件でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項に</p>

<p>議長</p>	<p>基づき要請をするものでありますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>ただいま、議案第1号の1番と2番を説明いたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>【異議なしの声多数】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしといたします。よって、議案第1号1番、2番は原案のとおり可決いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。本件は鯖戸委員が議事参与になりますから退席をお願いいたします。</p> <p>(11番鯖戸委員退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第2号1番について説明いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】</p>
<p>事務局</p>	<p>この案件につきましては、申請人が農家住宅の建設を目的に農用地区域の除外を求めるものとなっております。今月24日に現地調査を行っております。除外要件につきましてはすべて満たしていると考えておりますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま議案第2号の1番を説明いたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしといたします。議案第2号の1番については農家住宅の建設でありますから除外は適応である旨の答申をとることに決定してよろしゅうございますか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
<p>議長</p>	<p>異議がありませんから議案第2号1番につきましては、除外は適応である旨の答申を取ることに決しました。</p> <p>(11番鯖戸委員着席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、次に議案第2号の2番を説明いたします。</p>

事務局

【議案第2号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件につきましては、保安林指定を受けて北海道の治山事業を行うため農用地区域からの除外を求めるものとなっております。一番右の図面をご覧ください。太枠区域が保安林の指定区域となっております。その中の斜線の入っている区域が今回農用地となっていたため除外の申請がありました。その斜線の中でも端の部分が、報告第3号で現況地目で確認申請があった区域でございます。今月の24日に現地調査を行っております。除外要件につきましてはすべて満たしていると考えておりますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま議案第2号の2番を説明いたしました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。議案第2号2番については保安林指定についての除外がありますから、除外は適応である旨の答申をとることに決定してよろしゅうございますか。

【質疑なしの声多数】

議長

異議がありませんから議案第2号の2番につきましては、除外は適応である旨の答申を取ることに決しました。

議長

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第3号の1番から4番を説明いたします。

事務局

【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元でございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページ2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

説明いたします。これらの案件につきましては、本来地区担当農業委員は谷内代理でございますが、利用調整会議に代わりの担当委員として出席をしておりましたので、私の方からご説明申し上げます。この案件は今年22日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号1番から4番につい

て、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の1番から4番までは原案のとおり決しました。

議長 次に議案第3号5番、6番でございますが、谷内代理が議案の議事参与になりますから終わるまで退席をお願いいたします。

(24番谷内代理退席)

議長 それでは議案第3号の5番、6番を説明いたします。

事務局 **【議案第3号5番、6番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 説明いたします。この案件につきましては、本来地区担当委員は谷内代理ですが、議事参与に該当しておりますから私の方からご説明いたします。この案件は今年22日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の5番と6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の5番、6番は原案のとおり決しました。

(24番谷内代理着席)

議長 次に議案第3号の7番と8番を説明いたします。

事務局 **【議案第3号7番、8番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

5 番 説明いたします。この案件につきましては、今年 22 日町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 7 番と 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 7 番、8 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 3 号の 9 番と 10 番を説明いたします。

事務局 **【議案第 3 号 9 番、10 番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

20 番 説明いたします。この案件につきましては、1 月 23 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 9 番と 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第 3 号 9 番と 10 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 3 号 11 番について説明いたします。

事務局 【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書6ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 説明いたします。この案件につきましては、昨年10月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号11番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第3号の12番を説明いたします。

事務局 【議案第3号12番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書6ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

12番 説明いたします。この案件につきましては、昨年10月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。宜しく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号12番は原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号12番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号13番を説明いたします。

事務局 【議案第3号13番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書7ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

6番 説明いたします。この案件につきましては、昨年10月24日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については、問題ないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の13番は原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号13番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号の14番、15番を説明いたします。

事務局 【議案第3号14番、15番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書7ページ下段から8ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 説明いたします。この案件につきましては、1月23日に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の14番、15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号14番、15番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第3号の16番を説明いたします。

事務局 **【議案第3号16番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書8ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 説明いたします。この案件につきましては、先月借入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号16番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号17番を説明いたします。

事務局 **【議案第3号17番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書9ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 説明いたします。この案件につきましては、先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号17番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号18番を説明いたします。
事務局	【議案第3号18番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書9ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	説明いたします。この案件は、12月に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号18番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番を説明いたします。
事務局	【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

- 21 番 説明いたします。去る1月24日、森委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地の影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。
- 議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】
- 議長 異議なしといたします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第4号の2番を説明いたします。
- 事務局 【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】
- 事務局 この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 22 番 説明します。去る1月24日、森委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地の影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。
- 議長 それでは質疑を行います。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】
- 議長 異議なしといたします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決しました。
- 議長 次の議案、第4号の3番につきましては大道委員が議事参与になります。終わるまで退席をお願いいたします。
- (5番大道委員退席)
- 議長 それでは、議案第4号の3番を説明いたします。
- 事務局 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21 番 説明いたします。この案件につきましては本来地区担当委員は大道委員であります。議事参与に該当いたしますことから私の方からご説明いたします。去る1月24日、森委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしまして、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務局のご説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決しました。
(5番大道委員着席)

議長 次に、議案第4号4番について説明いたします。

事務局 **【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

6 番 説明いたします。この案件につきましては後継者への使用賃借による経営移譲であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については事務局説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号4番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号の5番を説明いたします。

事務局 **【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 説明いたします。この件につきましては、後継者への生前贈与の所有権移転でございます。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については事務局の説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号の5番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号6番を説明いたします。

事務局 **【議案第4号6番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 説明いたします。この案件につきましては後継者への生前贈与の所有権移転であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については事務局の説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号6番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号7番を説明いたします。

事務局 **【議案第4号7番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 ご説明申し上げます。この案件につきましては、本来地区担当委員は向井委員であります。私が当日地区担当委員として現地を確認いたしましたので説明申し上げます。本件は財務省普通財産処分でございます。去る1月23日、岡崎委員、小原委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えます。宜しくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号7番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号の1番を説明いたします。

事務局 **【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、倉庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途の転用であるから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。宜しくをお願いいたします。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

5番 説明いたします。この案件につきましては、去る1月24日、森委員、中島委

員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、細につきましては事務局のご説明のとおりです。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第6号1番を説明いたします。

事務局

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されておりますとおりでございますので、宜しく願いいたします。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

12番

ご説明申し上げます。この案件につきましては、去る1月24日、森委員、中島委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については事務局のご説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第6号の2番を説明いたします。

事務局 【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、格納庫・乾燥庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途の転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されておりますとおりでございますので、宜しくお願いいたします。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

10番 説明いたします。この案件につきましては、去る1月24日、森委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第6号2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。議案第7号1番を説明いたします。

事務局 【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

7番 説明いたします。この案件につきましては、地目変更登記を目的にするものでございます。去る1月24日、森委員、中島委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。宜しくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決しました。

議長 それでは、次に議案第7号の2番を説明いたします。

事務局 **【議案第7号2番について、議案書をもとに朗読】**

議長 それでは地区担当委員の補足をお願いします。

21番 説明いたします。この案件につきましては地目変更登記を目的とするものがあります。去る1月24日、森委員、中島委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということで報告をいただいておりますので、宜しく願いたします。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第7号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第7号2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第8号「農地の賃貸料情報について」を議題といたします。議案第8号について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第8号について、議案書をもとに朗読】**

議長 ただいま事務局説明のとおり情報提供をしたいということでもあります。かつては標準小作料と言われていたものでありましたから、これを中心にやるということでもあります。質疑ございませんか。

3番 勉強不足かと思うのですが、幕別地区の低台地区、高台地区の区分けの仕方はどのようになっているのかお聞きしたい。たとえば、糠内地区辺りは低台地区にならないのでしょうか。

事務局 低台地区はですね、議案の下の方に記入しているのですが、糠内地区につきましては、高台になっております。

低台というのは、新川の一部、明野北、明野南の一部、軍岡の一部、相川、相川東、北、南、西、猿別の一部、千住1・2・東、稲士別の一部、依田、新和、途別の一部、幕別、札内市街地が低台地区というような区分けをしておりまして、糠内につきましては高台地区になります。

議長 前川委員、大丈夫でございますか。

3番	低台、高台の区分けの仕方っていうのは高低っていうものはないのですか。示されたとおりに表示するということですか。
事務局	市街化調整区域にあたる場所は、ほぼ低台地区でくくっております。市街化調整区域から外れている部分の低台と高台という分け方になっております。
3番	わかりました。
議長	他に質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	それでは質疑がないようでありますから、本件につきましては原案の取りまとめの情報を提供することとしてよろしいですか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第8号は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第9号「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第9号について、議案書をもとに朗読】
議長	ただいま農地の下限面積について説明をいたしました。中身につきましては昨年と同様ということになりますが、質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようであります。それでは採決をいたします。議案第9号は原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第9号は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第10号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
事務局	【議案第10号について、議案書をもとに朗読】

議長

ただいま選挙人名簿の内容についての報告がありました。なお、これに至るまでは各地区担当委員からの意見も聴してございます。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

それでは質疑なしといたします。採決をいたします。議案第10号については原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって議案第10号は原案のとおり決しました。

議長

議案は以上であります。これをもちまして第31回委員会を閉会したいと思います。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

14 番

印

15 番

印

議長

印